

◎佐賀県条例第16号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例

(佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(指定通所支援の事業に係る県基準)</p> <p>第5条 法第21条の5の18第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（第3項において「<u>県基準</u>」という。）は、第3条第1項（第1号にあっては児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に限り、第4号にあっては保育所等訪問支援の事業を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、県基準は、省令で定める基準とする。この場合において、<u>省令第75条第1項中「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>(指定通所支援の事業に係る県基準)</p> <p>第5条 法第21条の5の18第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（第3項において「<u>県基準</u>」という。）は、第3条第1項（第1号にあっては児童発達支援、<u>医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援</u>の事業に限り、第4号にあっては<u>居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援</u>の事業を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、県基準は、省令で定める基準とする。この場合において、<u>省令第71条の10第1項中「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。</u></p> |

(佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部改正)

第2条 佐賀県立地域生活リハビリセンター条例（平成22年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する自立訓練及び<u>同条第16項</u>に規定する特定相談支援事業</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する自立訓練及び<u>同条第18項</u>に規定する特定相談支援事業</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>を実施するため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> | <p>を実施するため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> |

（佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正）

第3条 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成25年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p>第5条 法第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、<u>第3条第1項各号の規定を準用する。ただし、同項第3号の規定については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の事業を除く。</u></p> <p>2 略</p> | <p>（指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p>第5条 法第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、<u>第3条第1項の規定を準用する。ただし、同項第3号の規定については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、<u>重度障害者等包括支援及び自立生活援助</u>の事業を除く。</u></p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。